

強制労働の廃止に関する条約(ILO第百五号条約)

目的

政治的な見解の表明等に対する制裁、労働規律の手段、同盟罷業に参加したことに対する制裁等としての強制労働の禁止等を締約国に義務付け、強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保すること。

【背景】

・ILO基本条約(8件)の1つ。1957年第40回ILO総会において採択。現在、締約国はILO加盟国187か国中174か国。

主な内容

- この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、次に掲げるものとしてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束する。(第1条)
 - (a) 政治的な強制若しくは教育の手段又は政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明することに対する制裁
 - (b) 経済的発展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法
 - (c) 労働規律の手段
 - (d) 同盟罷業に参加したことに対する制裁
 - (e) 人種的、社会的、国民的又は宗教的な差別の手段
- この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、前条に規定する強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置をとることを約束する。(第2条)
- この条約は、この条約が効力を生じた後は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。(第4条3)

早期締結の必要性

- 本条約の締結に向け、超党派のILO議連における議論を踏まえ、国内法整備の観点から、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある国内法上の一部の罰則規定を改める法案(議員立法)が提出され、令和3年6月9日に成立。
- 本条約については、①締結が長年求められてきたこと、②国内で労使共に締結に賛成していること、③ILO事務局に加えて、EU等からも締結に向けた働きかけを累次受けていること、④国際労働基準に対する我が国(ILO常任理事国)の遵守姿勢を示し、強制労働の廃止に向けた国際的な取組を促進する観点からも有意義であることから、**本条約を可能な限り早期に締結することが重要**である。